凡例　問 問合せ(申込)先　HP ホームページアドレス　e Eメールアドレス

駐輪場の有料化および利用申請の受付

４月１日から区立駐輪場の利用料を有料化します。これに合わせて利用申請の方法も変わります。

利用開始
４月１日(水)～

利用料
別表１のとおり
◎月額制のみの利用です。
◎**別表２**に該当する方は、減免が受けられます。

利用資格
・区内在住で、駐輪場指定の駅(**別表３**のとおり)を利用して通勤・通学などを行い、駅から自宅までおおむね３００m以上離れている方
・区外在住で、区外の駅から駐輪場指定の駅で下車し、駅からおおむね３００m以上離れた中央区内に通勤・通学している方

利用上の注意
・登録は１人１台１駐輪場です。
・ご自宅の駐輪場代わりとしての利用はできません。
・法人および業務による利用はできません。

駐輪場および受付場所
別表３のとおり

利用申請受付開始
３月１日(日)から
(区役所は２日(月)から)

利用申請手続
①所定の受付場所(**別表３**のとおり)に必要事項を記載した「利用申請書」を提出します。
◎利用申請は、先着順で受け付けます。郵送での受付は行いませんので、必ず受付場所にお越しください。
②利用要件を審査後、「承認通知」と「利用者カード」が交付されます。
◎人形町二丁目地下駐輪場の場合は、「利用者識別カード」と「利用者識別札」が交付され、自転車の大きさなどの検査も行います。
③「利用者カード」を用いて精算機で利用料を納付して「利用証」を受け取ります。
④「利用証」を自転車の見やすい場所に貼って、利用開始月から駐輪場を利用します。

利用更新手続
利用承認期間が満了するまでに翌月以降の利用料を納付すれば、年度内に限り、駐輪場を継続して利用することができます。
◎区役所での受付は、「承認通知」の交付まで行います。
「利用者カード」と「利用証」の交付および「更新手続」は、所定の受付場所になります

別表１　(円)

		1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月	11カ月	12カ月
区民	一般	1,500	3,000	4,000	5,500	7,000	8,000	9,500	11,000	12,000	13,500	15,000	16,000
	学生	1,000	2,000	2,500	3,500	4,500	5,000	6,000	7,000	7,500	8,500	9,500	10,000
区民以外		2,000	4,000	5,500	7,500	9,500	11,000	13,000	15,000	16,500	18,500	20,500	22,000

◎２カ月分以上の利用は、年度内に限ります。
◎学生で利用の場合、申請の際に学生証などの提示が必要になります。

別表２

対象法令	減免の別
生活保護法第６条第１項に規定する保護を受けている場合	免除
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合	免除
身体障害者福祉法第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合	免除
東京都が知的障害者または知的障害児に発行する愛の手帳の交付を受けている場合	免除
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合	免除
児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている場合	免除
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当を受けている場合	免除
その他区長が必要と認める場合	免除または減額

◎減免申請の際は、上記に該当していることを証明する書類の提出が必要です。

別表３　区立駐輪場一覧および受付場所

駐輪場名	所在地	利用駅	受付場所	受付時間
築地市場駅地下	築地5-1-1先	築地市場駅	築地市場駅地下駐輪場管理事務所	午前7時～午後10時(毎日)
入船橋	明石町1-34	新富町・築地駅		
備前橋第一	築地7-1-15	築地駅		
備前橋第二	築地7-5-14			
備前橋第三	築地7-5-16			
八丁堀第一	八丁堀4-5-14	八丁堀駅		
八丁堀第二	八丁堀4-11-24			
浜町公園地下	日本橋浜町2-59-4	浜町駅	浜町公園地下駐車場管理事務所(浜町公園地下駐輪場隣)	
箱崎町	日本橋箱崎町24-2	水天宮前駅		
茅場町	日本橋茅場町2-17-13先	茅場町駅		
人形町三丁目	日本橋人形町3-8先	人形町駅		
人形町一丁目	日本橋人形町1-12-11先	水天宮前駅		
人形町通り(人形町交差点から水天宮前交差点)	日本橋人形町1-14-8先ほか	人形町・水天宮前駅		
蛎殻町	日本橋蛎殻町2-1-1先	水天宮前駅		
清杉通り	東日本橋2-1-3先ほか	東日本橋・馬喰町・馬喰横山駅		
月島駅地下	月島2-10-3先	月島駅	月島駅地下駐輪場管理事務所	
勝どき駅地下	勝どき1-9-4先	勝どき駅	勝どき駅地下駐輪場管理事務所	
人形町二丁目地下	日本橋人形町2-12-1	人形町・水天宮前駅	人形町二丁目地下駐輪場(人形町保育園向かい)	午前7時～12時30分 午後3時30分～10時(毎日) ◎祝日は除きます。
区内全域の駐輪場 ◎人形町二丁目地下駐輪場は除きます。 ◎「利用者カード」などは、後日の発行となります。			区役所７階 環境政策課交通対策係	午前8時30分～午後5時 (月～金曜日) ◎祝日、年末年始は除きます。

◎月島駅前第一駐輪場は、工事のため、平成27年度の利用を中止します。

利用料の還付
転出などにより、利用承認期間が満了する前に駐輪場の利用を中止する場合は、還付申請を行った翌月以降の利用料を還付します。

撤去・保管手数料の徴収
４月１日以降に撤去された自転車に対して、１台につき３千円を徴収します。

問環境政策課交通対策係
☎(３５４６)５４４３

◎人形町二丁目地下駐輪場の申請受付などは、同駐輪場のみで行います。ご注意ください。

平成27年度放課後等デイサービスの利用

「放課後等デイサービス」とは、放課後などにおける障害児の居場所の確保を図るとともに、生活の充実を図るサービスです。

実施日時
月～土曜日(祝日、年末年始を除く)
・平日(学校実施日)
放課後～午後７時
・土曜日、夏・冬・春休み
午前９時～午後６時
・学校が定める学校休業日(開校記念日など)
午前９時～午後７時

実施場所
福祉センター２階

対　象
日中において特別に支援が必要な区内在住の小学生から高校生までの障害児(ただし、医療的ケアが必要な障害児を除く)

利用料
無料
◎昼食・おやつ代などの実費がかかります。

利用受付
利用の申込みは、２カ月前から行い、４月分の利用は、２月２日(月)から福祉センター２階放課後等デイサービスで受付を開始します。
◎初日は来所の方のみ、翌日からは電話またはファクスでの申込みも受け付けます。
◎放課後等デイサービスを利用するには、事前に手続きが必要です。あらかじめ区役所４階障害者福祉課で「障害児通所給付費支給決定」を受け、発行された通所受給者証と印鑑を持参して申込んでください。
◎初めてご利用の方は、事前にお問合せください。

問福祉センター管理係
☎(３５４５)９３１１
FAX(３５４４)０８８８